

恩納村施設等利用給付認定申請案内

無償化の対象となるには、子育てのための施設等利用給付の申請書を毎年度提出し、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

■ 対象年齢

- ・3～5歳児（月額37,000円上限）
- ・住民税非課税世帯の0～2歳児（月額42,000円上限）

※上記の年齢は、無償化の認定を希望する年度の4月1日時点の年齢となります。

■ 対象児童

- ・両親が共働き（月60時間以上の勤務）等の利用で保育の必要性がある子

■ 対象施設事業

- ・無償化の対象となっている認可外保育施設
- ・一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業

■ 申請書類

- ・施設等利用給付認定・変更申請書（児童1人につき1枚）
- ・保育の必要性を証明する書類
- ・理由書

■ 受付期間

- ・4月1日の認定を希望される方：3月末まで
- ・上記以外の認定を希望される方：認定希望日の1ヶ月前

※申請日以前に遡り認定を下すことはできません。申請を行った翌月からが無償化の対象となりますので、必要な方はお早めに手続きをお願いします。

申請～給付までの流れ



※施設等利用費請求書（償還払い用）、領収書、支援提供証明書、振込先の口座が分かる通帳またはキャッシュカード（初回請求時のみ）の提出が必要となります。

お問い合わせ

恩納村役場 福祉課 こども家庭係
☎ 098-966-1207

